

●印鑑登録の申請

① 印鑑登録できる方

白老町に住民登録している15歳以上の方
(ただし、意思能力を有しない者を除く。)

② 登録できる印鑑

- ・ 住民基本台帳に記録されている「氏名」、「氏」、「名」(外国人住民の場合は「通称」でも可) で表されているもの
- ・ 一辺の長さが8mm以上25mm以下の正方形に収まるもの
- ・ 変形、き損しやすいものでないこと
(スタンプ印、ゴム印は不可)
- ・ 同じ印鑑を他の方が登録していないこと

③ 登録申請の際に必要なもの

- ・ 登録する印鑑
- ・ 印鑑登録申請書(窓口にあります。)
- ・ 運転免許証などの顔写真の貼付された官公署発行の本人確認書類
- ・ 代理権通知書
(代理人による申請の場合に必要です。)
- ・ 代理人の印鑑
(代理人による申請の場合に必要です。)

④ 登録料 400円

⑤ 印鑑登録申請の手順

◆ 本人による申請の場合

- (1) 窓口で申請手続き
- (2) 登録完了
印鑑登録証(カード)を交付

◆ 代理人による申請の場合

やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面(代理権通知書)を添えて代理人による申請ができます。

代理人による申請の場合は、照会書にて本人の意思確認を行うため、即日の登録はできません。

なお、成年被後見人の方は代理人による申請はできません。

- (1) (代理人が) 窓口で申請手続き
- (2) 照会(回答)書が住民登録している住所地へ送付されます
- (3) (本人が) 回答書に必要事項を自署の上、(代理人が) 申請期限内に再度窓口へ申請
- (4) 登録完了
印鑑登録証(カード)を(代理人に) 交付

●印鑑登録証を紛失したとき

印鑑登録証を紛失したときは、印鑑登録証紛失届の提出が必要となります。なお、印鑑登録証がないと印鑑登録証明書の交付は一切できませんので、現在の印鑑登録を廃止して、新たに再登録する必要があります。(印鑑登録証の番号が変わります。)

●印鑑登録を廃止するとき

次の場合は、印鑑登録を廃止する手続き（印鑑登録廃止申請書）が必要です。

- ・ 印鑑登録が不要になったとき
- ・ 登録している印鑑を紛失したとき

●印鑑登録証明書の請求

印鑑登録証明書が必要な場合は、窓口で印鑑登録証明書交付申請書に記入の上、交付を申請してください。

- ① 持参物
 - ・ 印鑑登録証（カード）

※印鑑登録証（カード）がない場合は、証明書の交付は一切できません。
- ② 交付手数料 1通につき400円

◆ 証明書等の 事前予約サービス ◆

平日に電話で予約をして、休日に警備室（9時から17時）で受け取ることができます。

- ① 住民票 → 本人か同一世帯の方
- ② 印鑑証明書 → 印鑑登録している本人のみ

窓口での本人確認について

住民票等の第三者による不正な取得や、住民異動等の虚偽の届出などが全国的に多発しており、白老町でも皆さんの大切な個人情報を守るため、平成17年10月から町民課窓口には手続きに来られた方の本人確認を実施しています。手続きの際には、本人確認できる書類として、次の①～③のいずれかの書類を提示してください。また、代理人の場合も同様に本人確認できる書類と委任状等の代理権を確認できる書類を提示してください。

本人確認書類

- ① 官公署が発行した顔写真付きの証明書類 …… 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳 等
- ② 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 等
- ③ 民間機関等が発行した顔写真付きの証明書類 …… 社員証、学生証 等

（注）①がない場合は②から2点又は②及び③から各1点の書類が必要です。